



合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の 1市3町で法定協議会による合併協議が始まる

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町で構成する「相模原・津久井地域合併協議会」の第1回協議会が、5月16日（月）午後4時から、けやき会館5階大樹の間で開催されました。1市3町は、平成16年度に任意協議会を設置していましたが、本年4月1日に法定協議会を設置し、検討・協議をスタートしました。当日は、規約・規程などに関する報告や、平成17年度事業計画、予算、合併協定項目、合併の方式などの協議が行われました。議事の内容については、次のとおりです。

なお、相模原市と藤野町による「相模原市・藤野町合併協議会」が既に開催されていることから、相模原市と津久井郡4町による合併に関する検討・協議がスタートしたことになります。

また、相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成18年3月20日の合併期日に向け準備を進めています。（詳しくは4面をご覧ください。）

報告事項

次の規約・規程について報告し、承認されました。

第1号 協議会規約について
協議会の目的、組織、事務等について定めたもの。

第2号 幹事会規程について
協議会を構成する各市町の助役が構成員となる幹事会の運営等について定めたもの。

第3号 専門部会規程について
協議会を構成する各市町の部長、課長等が構成員となる専門部会の運営等について定めたもの。

第4号 事務局規程について
事務局が行う事務の内容など、事務局運営等について定めたもの。

第5号 財務規程について
予算・決算の手続きなど、協議会の財務について定めたもの。

第6号 会議運営規程について
協議会の会議の運営について定めたもの。

第7号 会議傍聴規程について
傍聴の手続きなど、協議会が開催する会議の傍聴について定めたもの。

協議事項

協議第1号 平成17年度事業計画について

原案のとおり決定

- 1 会議の開催
相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町（以下「1市3町」という。）の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 合併市町村基本計画の作成
合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並

- びに財政計画等を作成する。
- 3 行政制度等の調整方針の協議
主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。
- 4 合併協定書の調印
合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、1市3町が合併に合意した場合においては、合併協定書の調印を行う。
- 5 広報の実施
合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

協議第2号 平成17年度予算について

原案のとおり決定

平成17年度予算

歳入 (単位：千円)		
款	項	金額
1 負担金	1 負担金	45,000
歳入合計		45,000
歳出 (単位：千円)		
款	項	金額
1 事業費	1 事業推進費	38,072
2 総務費	1 事務局費	6,850
3 予備費	1 予備費	78
歳出合計		45,000

協議第3号 合併協定項目について

原案のとおり決定

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い



- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 行政連絡機構の取扱い
- 13 慣行の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 町名・字名の取扱い
- 16 土地利用の取扱い
- 17 上下水道事業の取扱い
- 18 地方税の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 保健衛生事業の取扱い
- 22 使用料、手数料の取扱い
- 23 補助金、交付金等の取扱い
- 24 一部事務組合等の取扱い
- 25 清掃事業の取扱い
- 26 消防業務及び消防団の取扱い
- 27 防災事業の取扱い
- 28 地域自治区等の設置及び都市内分権
- 29 各種事務事業の取扱い
- 30 合併市町村基本計画

協議第4号 合併の方式について

原案のとおり決定

合併の方式は、城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。
なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

合併の方式の主な比較は表1（2面）をご覧ください。

協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

原案のとおり決定

原案は、表2（2面上段）のとおりです。

その他

(1) 協議スケジュール(案)について

事務局より表3（2面下段）のとおり報告がありました。

主な意見

相模原市委員

協議スケジュール(案)を見ると、第2回協議会で合併市町村基本計画の作成方針の協議をするとされているが、計画案は第3回協議会に提案されるのか。

事務局

第3回協議会では、1市4町のまちづくりの将来像等（基本コンセプト）について、議論していただき、了解いただけたら、第4回協議会で詳細な合併市町村基本計画(案)について協議をしていただく。なお、1回で決まらなければ第5回、第6回協議会にて継続して協議をしていた

相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

1市3町で法定協議会による合併協議が始まる・・・1・2面

相模原市・藤野町合併協議会

第2回合併協議会を開催・・・3・4面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

1市2町の合併に向けた準備作業について・・・4面